

(案)

計 画 書

大阪都市計画都市再生特別地区の変更（市決定）

都市計画都市再生特別地区にうめきた2期中央地区を次のように追加する。

種 類	面 積		建築物 その他の 工作物の 誘導すべ き用途	建築物の 容積率の 最高限度	建築物の 容積率の 最低限度	建築物の 建ぺい率の 最高限度 (注1)	建築物の 建築面積の 最低限度	建築物の 高さの最高限度		備 考
都市再生 特別地区 (うめき た2期 中央地区)	約 12.0ha	北地区 約 5.2ha	—	65/10	60/10	8/10	2,000 m ²	高層部	180m 140m	(注3) (注4)
		南地区 約 6.7ha		110/10	60/10			高層部	190m 160m 140m 100m	
								低層部	50m 35m 15m	

注1) ただし、建築基準法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあつては1/10、同項第1号及び第2号に該当する建築物又は同条第6項第1号に該当する建築物にあつては2/10を加えた数値とする。

注3) エネルギーの面的利用に資する熱及び電気を供給するための施設をあわせて整備する。

注4) ただし、建築物の容積率の最低限度及び建築物の建築面積の最低限度は都市計画公園内の建築物については適用しない。

「位置、区域、壁面の位置の制限及び建築物の高さの最高限度の区分は計画図表示のとおり。ただし、壁面の位置の制限は、都市計画公園内の建築物、公共用歩廊及び道路の上空に設けられる渡り廊下と接続する建築物の部分については適用しない。」

理 由

都市再生緊急整備地域として定められている大阪駅周辺地域において、大阪、関西のみならず国土の発展、成長をけん引する国際競争力を備えた拠点を形成するとしている地域整備方針の実現に向け、まちづくりの目標である『「みどり」と「イノベーション」の融合拠点』として、魅力ある都市空間の創出と、質の高い都市機能の集積を図ることにより、都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、本案のとおり都市再生特別地区を変更しようとするものである。

(参 考)

1. 変更に係る土地の区域

大阪市 北区 大深町 地内